

明 監 報 第 4 号

市民生活局（市民協働推進室）行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和8年3月26日

明石市監査委員	菜 虫 忠 司
同	藤 田 隆 大
同	林 丸 美
同	中 川 夏 望

## 市民生活局（市民協働推進室）行政監査の結果について

### 1 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度の運用について」

### 2 監査の対象

コミュニティ・生涯学習課

対象施設：明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センター

### 3 監査の期間

令和7年11月25日から令和8年3月26日まで

### 4 監査の対象範囲

令和6年度の指定管理に係る事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて令和6年度以外の事務も監査の対象とした。

### 5 監査の対象事項

- (1) 指定管理者のサービスに対する評価について
- (2) 指定管理者に関する根拠条例等について
- (3) 指定管理者の募集・申請等について
- (4) 指定に関する手続きについて
- (5) 協定書等の締結について
- (6) 協定書等の内容について
- (7) 指定管理料の支払等について
- (8) 指定管理者に対する指導・監督について
- (9) 事業報告書の点検について

### 6 監査の方法

コミュニティ・生涯学習課から指定管理者制度に係る事務について、資料の提出を求め、指定管理者制度の運用や指定管理者に対する指導・監督が適正に行われているかを関係諸帳簿等の調査確認や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

## 7 監査の結果

指定管理者制度の運用や所管課による指導、監督が適正に行われているかを中心に監査を実施した結果、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項<sup>\*</sup>については、改善措置を講じられたい。

### — 参考 —

#### ※別途改善の検討を指示した事項

行政監査（公の施設の指定管理者制度の運用について）	指定管理者に対する評価	指定管理者に関する根拠条例等	指定管理者の募集・申請等	指定に関する手続き	協定書等の締結	協定書等の内容	指定管理料の支払等	指定管理者に対する指導・監督	事業報告書の点検	計
件数		1	1			1		2		5